

特集◎ホームレス施策の課題

*本 欄

笹沼弘志 著

ホームレスと自立／排除

路上に〈幸福を夢見る権利〉はあるか

NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 代表理事

■ 稲 葉 剛



1. はじめに

ある地方自治体の福祉事務所の窓口で路上生活者の男性が相談に来る。高度経済成長期から日雇いの建築労働者として働いてきた五十代の男性は、長年の重労働により腰痛を悪化させ、仕事に行けない日々が続いていた。

せめて症状が緩和するまでの間、宿泊先を用意してほしいという男性に、福祉事務所の面接相談員が矢継ぎ早に言葉を放つ。

「あなた、まだ生活保護を受けるような年齢じゃないでしょ。生活保護というのは高齢や障害で働けない人のための制度なんです。まだまだ現役で働ける人に税金から金を出すんじゃない、世間の人が納得しないからね」

「生活保護を受けると、施設に入ってもらふことになるけど、あなた、自分より若い職員に『酒飲むな』とか『五時の門限までに帰れ』とか言われたくないでしょ。」

自分で稼いだ金を気兼ねなく使える方がいいんじゃない？」

「腰が痛むって、さっきから言うけど、私だって肋骨を折った時には、さらしを巻いて出勤したもんだ。あなたも大の男なんだから、少々の痛みならグッとこらえてがんばってほしいなあ。世間の男たちはみんな歯を食いしばって働いてるんじゃないかな」

相談に来た男性は頭をうなだれ、数々の暴言に耐えてきたが、次第に怒りに肩が震え出し、最後には捨て台詞を残して席を立った。

「もういい、役所になんか頼らないで自分でなんとかする。二度と福祉なんか相談するものか！」

その男性の後ろ姿を見ながら、相談員は面談記録にこう記入するのだ。

「〇月〇日 面談を実施し、就労による自立を促した」。

これが一九九〇年代半ばから、各地の福祉事務所で繰り返されて

きた光景である。以上のやりとりは、評者自身が実際に福祉事務所の窓口で見聞きしたものを再構成したものだが、自らも地元の静岡市で「野宿者のための静岡パトロール」事務局長として、野宿者支援活動に従事してきた笹沼弘志氏も、同様の光景を幾度となく目撃したに違いない。

ホームレス問題がまだ社会問題として広く認知されていなかった約一〇年前、「新宿の野宿者支援活動の現場に触れたい」とパトロール（夜回り）活動に参加してきた笹沼氏に、野宿者の置かれている状況を説明したのは、他ならぬ評者自身であった。法律論ではなく、行政と運動体との力関係のみが現場を規定すると考えていた当時の私にとって、「野宿者問題に関心を寄せる思想家者」というのは一風変わった存在として印象に残った。

福祉事務所の窓口に行っても追い返されてしまい、雨露をしのげる野宿場所を見つけて生存を確保

しようにしても、警察やガードマンに追い出されてしまう。野宿者が直面する「憲法による保護の外に置かれているような状況」に胸を痛め、憤りを感じた笹沼氏は、専門分野である憲法学を駆使することで、その状況を改善しようと奮闘してきた。

本書は、その笹沼氏が路上の現場と研究室を往還する中で生まれた諸論文をまとめた力作である。

2. 本書の構成と内容

本書は次のような内容で構成されている。

序「自立」または幸福を

夢見る権利

序において、著者は野宿者の「自立」をめぐる言説が当事者の「幸福追求」を妨げている現状について解き明かす。

著者はまず、野宿生活を強いられているがゆえに「家に住んで、

家族と平穏に暮らし、定職につい

て、日々何こともなく生きていく」という当たり前の小さな夢すら見る権利を奪われている人々が「みずからの幸せを自由に想い描き（自律）、実現すること（自立）ができるようにするためには、どうしたらよいのか。そもそもそれは可能なのか」という問いを立て自らに課す。これは本書全体を貫く命題になっている。

次に著者は、その「夢見る權利」を脅かす存在として、伝統的な「自立」概念を祖上に較せる。

旧來の概念における「自立」は、他人や行政の世話にならず自分ひとりで経済生活・日常生活を成り立たせること（前述の例で言えば汗水たらして自分で稼ぐこと）を前提としており、そうした経済的・身辺的自立を果たした人間のみが自分自身の幸福を思い描き、実現していくことができる、とされてきた。

そうした「自己決定」自己責任」という高いハードルと表裏一

体の関係にあるのが、「保護II服

従」の図式であり、何らかの事情で他者の保護に依存せざるをえない人々は、「保護者」による恣意的な支配や暴力に服従することを明に暗に求められてきた（保護を受けたければ、施設のルールに従え！）。そして被保護者自身が、「お世話になっているんだから、少しは我慢しなければ」とこの図式を内面化し、「幸福を夢見る権利」を自ら放棄する精神状況に追い込まれてきたのである。

こうした状況に耐えかねて、被保護者が自己決定を主張すると、
「自己決定をしたければ自己責任で生活しなさい」と言われ、保護

者側か自らの責任を回避する口実に利用されてしまふ。「保護Ⅱ」服従」か、「自己決定Ⅱ自己責任」かという二者択一を迫られてしまふのである。

著者はこうした「ヤセ我慢の自立、強さへの強迫観念」が野宿者を生み出し、社会の中でいじめの連鎖を作り上げていると指摘し、

こうした旧来の「自立」概念を二

八〇度転換させた新しい自立概念を障害者の当事者運動から学ぼうと提唱する。それは、障害者の自立生活運動によって生み出され、育まれてきた「新しい自立概念」であり、「保護」を受けながらの「自立」というものである。

第2章でも詳述されているように、この「新しい自立」は、特定の「状態」事実（命題）ではなく、「あくまでも自立なり自律を」獲得するための権利（命題）として捉えられている点に特徴がある。「保護を通じて恣意的支配に抵抗する権利」が「自律への権利」なのである。

著者はこのように「序」において、本書を貫く思想である「新しい自立」概念を明確に打ち出す。「序」の文章はもともと野宿者問題の専門誌に掲載された小説であるが、「路上からの人権宣言」と言つてよい内容を有すると言えよう。

第1章 ホームレスとは何か

—社会的排除の極限—

第1章は、野宿者をとりにくく状況を改めて総覧したものになっている。林訴訟で焦点となった生活保護適用の問題、公園からの排除の不当性、テント生活者の住所をめぐる訴訟など、ここでは第3章から第6章にかけて詳述される論点が提示されている。

第2章 「自立」とは何か

「自立と連帯」の

ここではまず、小泉政権以来の構造改革路線の中で「自立」の語が多用され、「自立」と「連帯」（相互扶助）が同時に称揚されながらも、その「自立」が企業への自発的服従に他ならないことを看破している。著者はこれを「自立」システムと呼び、九〇年代の日本社会再編の前後で「自立」シ

システムが変容しつつも強化されてきたことを解き明かす。

著者の批判は新自由主義のみならず、それと共通の基盤を有するリベラリズムにも及んでいる。戦後の立憲主義憲法学における自立主義も祖上に載せられ、特に「勤労の義務」によって生存権が制限されるといふ学説の誤りが指摘されている。

その上で、著者は「序」で述べたような「新しい自立」が日本国憲法の中で先取りされていることを強調し、社会権を、「保護への請求権」と位置づけ直すのである

第3章 生活保護法と自立の支援

—林訴訟と能力活用要
件をめぐって—

この章の論考は、もともと林訴訟の上告審意見書として最高裁に提出されたものである。林訴訟とは、九三年に野宿生活を強いられていた林勝義さんが名古屋市の福祉事務所に生活保護申請をしたと

ころ、医療扶助のみ支給されて生活扶助と住宅扶助が支給されなか

ったことに對して、処分取消を求めた事件で、野宿者の生存権が問われた裁判である（一番で原告勝訴したもの、控訴審・上告審で敗訴）。

この訴訟では、生活保護法の「補足性の原理」が定める稼働能力の活用が焦点化されていたためここでも著者は、仮に稼働能力が不活用であつたとしても生存権を侵害することは憲法上許されないことを強調している。また、手続き論からしても行政庁による処分に違法性があることを立証してい

第4章 自立とホームレス法

ここでは二〇〇二年に制定された日本で最初の「ホームレス法」であるホームレス自立支援法の意義が検証されている。

この法律の制定をめぐつては、
野宿者支援団体の中にも賛否両論

があつたが、著者の立場は、いつ

法を根本規範・授権規範とする法体系」に組み込まれた以上、憲法を基準として解釈されるべきである、とする立憲主義に立つ。その上で、生活保護法との関係においても、特別法であるホームレス自立支援法は、生活保護法が担う最低生活保障の底上げと自立助長の促進向上をおこなうものとして、位置付けられる。このあたりの明快さは憲法学者としての面目躍如と言えよう。

本章では、ホームレス自立支援法の活用可能性として、具体的な住居保障や就労保障の方策が述べられている。しかし、法施行後五年以上が経過しても、そうした施策のほとんどが実施されないまま著者が違法と断じ、「生存権と自己決定権を侵害する」と批判した排除のみが各地で先行しているのは、残念でならない。

第5章 排除と存在する権利

ここでは前章でも考察された排除を禁止する法理論が考察されている。一部の公園でテント排除と同時に実施されたシェルトーなどへの入所措置の違憲性が指摘され、「自立支援」が自己決定権の尊重からしか始まりえないことが改めて強調される。

そして、私的に囲い込まれた社会の中で居場所を持たない人々を公共空間から排除することは、生命そのものへの侵害行為であり、集団虐殺行為に他ならないと、著者は敢えて強い言葉を使って排除を指弾する。

第6章 住所と市民権

この章では、在外日本国民の選挙権を保障する措置を立法府に求めた最高裁判決を入りに、ホームレスの人々が住所がないために選挙権を行使できないでいる現状

が批判的に考察されている。大阪の日雇い労働者の住所をめぐって争われている二つの裁判の意義も検証され、住所がないことを理由に「諸権利をもつ権利」を剝奪することは、「古代共和制」の「奴隷制」にも匹敵する不当な措置であることが指摘される。

終章 世界の喪失と創出

本書を締めくくる終章は、他の章とは変わった肌合いを持つ文で構成されている。

ここでは、ガストン・バシユール、マルティン・ハイデッガー、ハンナ・アレントらの言葉が引用され、改めて「ホームレスとは何か」、「ホームとは何か」ということが詩的かつ哲学的に考察される。そして大阪市長居公園におけるテント村排除事件において、「舞台を建て演ずること」が抵抗の手段として取られたことを指摘し、その営為に新しい世界の創出を見出そうとする。

ここに来て、読者は憲法学者とは異なる著者のもう一つの顔に出会う印象を持つであろう。その評価は読者に任せたい。

3. おわりに

本書は著者が折りに触れて各誌に発表してきた論考をまとめたものであるが、読者の便宜を考慮すると、もつと編集上の工夫があつてしかるべきではなかったかという印象が拭えない。

しかし、新しい自立概念こそが憲法上の理念である、という点で本書の内容は一貫しており、ホームレスの人々をめぐる人権状況を多角的に把握する上で類書にない内容を持っている。

最後に、ないものねだりを一つ。研究者ではなく活動者である評者は、伝統的な自立概念を内面化してしまつた野宿者・野宿経験者が、どのように自尊心を取り戻し、「新しい自立」へと向かつていけるのか、という過程に強い関心を

持っている。それは、障害者の自立生活運動が社会に与えたようなインパクトを私たちの社会に与え、この社会に生きる私たち一人ひとりの「自立」のあり方をも再考させていく力を持つであろう、と考えるからだ。

願わくば、著者が賢人たちの言説に頼らずとも、路上で出会った人々の言葉を紡ぐことで、「新しい自立」を語れる日が来ることを。それは、著者だけでなく、私自身にも課せられた重い宿題である。

(いなば・つよし)

* 笹沼弘志著「ホームレスと自立／排除」は、大月書店、二〇〇八年二月刊、定価二六〇〇円＋税。